

議案第 37 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出する。

令和 2 年 3 月 3 日

提出者 板橋区議会議員

石 川 すみえ

山 田 ひでき

こんどう 秀人

山 内 え り

吉 田 豊 明

しいな ひろみ

井 上 温 子

荒 川 な お

いわい 桐 子

南 雲 由 子

竹 内 愛

小 林 おとみ

五十嵐 やす子

長 瀬 達 也

かなざき 文子

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年東京都板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（一般被保険者に係る被保険者均等割額の特例）

第19条の4 当該年度の初日の前日において18歳未満である被保険者（世帯主及びその配偶者を除く。以下、この条において「18歳未満の被保険者」という。）を2人以上有する世帯に属する者（第19条の2の規定の適用を受ける者を除く。）の当該被保険者についての被保険者均等割額に係る第15条の4第2号及び第15条の12第2号の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 18歳未満の被保険者のうち年齢の高い者の上位2位のもの（当該のものにおいて、同一年齢が2人以上いるときは、そのうちの1人とする。）については、第15条の4第2号及び第15条の12第2号に定める額の100分の50に相当する額とする。

(2) 18歳未満の被保険者のうち年齢の高い者の上位3位以下のものについては、第15条の4第2号及び第15条の12第2号に定める額の100分の10に相当する額とする。

2 当該年度の初日の前日において18歳未満の被保険者を2人以上有する世帯の世帯主に係る第19条の2の規定による減額後の被保険者均等割額が、その者が前項の規定を受けるものとした場合に課すこととなる被保険者均等割額より高額であるときは、同条の規定によるほか、その差額に相当する額をその者に対して課する国民健康保険料の額から減額する。

付 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都板橋区国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度（平成31年度）分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

第2子以降の均等割額を軽減する必要があるため。

東京都板橋区国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号</p>	<p>○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号</p>
<p>第1条～第19条の3 略 (一般被保険者に係る被保険者均等割額の特例)</p>	<p>第1条～第19条の3 略</p>
<p>第19条の4 <u>当該年度の初日の前日において18歳未満である被保険者（世帯主及びその配偶者を除く。以下、この条において「18歳未満の被保険者」という。）を2人以上有する世帯に属する者（第19条の2の規定の適用を受ける者を除く。）の当該被保険者についての被保険者均等割額に係る第15条の4第2号及び第15条の12第2号の規定の適用については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 18歳未満の被保険者のうち年齢の高い者の上位2位のもの（当該のものにおいて、同一年齢が2人以上いるときは、そのうちの1人とする。）については、第15条の4第2号及び第15条の12第2号に定める額の100分の50に相当する額とする。</u></p> <p><u>(2) 18歳未満の被保険者のうち年齢の高い者の上位3位以下のものについては、第15条の4第2号及び第15条の12第2号に定める額の100分の10に相当する額とする。</u></p> <p>2 <u>当該年度の初日の前日において18歳未満の被保険者を2人以上有する世帯の世帯主に係る第19条の2の規定による減額後の被保険者均等割額が、その者が前項の規定を受けるものとした場合に課すこととなる被保険者均等割額より高額であるときは、同条の規定によるほか、その差額に相当する額をその者に対して課する国民健康保険料の額から減額する。</u></p>	<p>本条追加</p>
<p>以下略</p>	<p>以下略</p>